

重要事項説明書（予防介護訪問看護を含む）

1. 事業所概要

事業所名称	多摩丘陵病院わかば訪問看護ステーション
所在地	〒194-0202 東京都町田市下小山田1414番地
事業所名称	多摩丘陵病院わかば訪問看護ステーション出張所
所在地	〒194-0202 東京都町田市下小山田1401番地
代表者名	所長 重信 エミ
電話番号	042-797-7844
事業所番号	1367198815
サービス提供地域	東京都町田市全域、多摩市（但し次の地域は除く、一ノ宮・落川・桜ヶ丘・関戸・東寺方・馬引沢・百草・連光寺・和田）及び八王子市（大塚・鹿島・上柚木・越野・下柚木・東中野・別所・堀之内・松が谷・松木・南大沢に限る）

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談下さい。

2. 事業目的

多摩丘陵病院わかば訪問看護ステーション・多摩丘陵病院わかば訪問看護ステーション出張所(以下「ステーション」という。)が行う、介護保険に定める指定居宅介護サービス事業および指定介護予防サービス事業、健康保険法に定める指定訪問看護事業、または、老人保健法に定める指定老人訪問看護事業（以下「事業」という。）について、適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援、要介護状態にある者や、病気やけが等により家庭において在宅療養を必要とする者に適正な訪問看護を提供することを目的とする。

3. 運営方針

- (1) ステーションの看護師等は、訪問看護利用者(以下「利用者」という。)の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

8. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

9. サービス提供の記録等

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、「訪問看護記録書」を作成します。
- (2) 前述の記録は、作成完了後2年間保管し、利用者は事業者に対して保管されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます

10. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 利用料、利用者負担金：別紙参照

12. キャンセル

利用者がサービス利用の中止をする場合には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。キャンセル料は下記の通りです。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合、キャンセル料は不要とします。

時期	キャンセル料
サービス利用日の前日夕方5時まで	無料
前日夕方5時以降	利用者負担金の100%

13. 緊急時の対処方法

病状の急変や災害があった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急、予め指定する緊急時連絡先、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

緊急連絡先①	氏名	
	住所	〒
	連絡先①	
	連絡先②	

緊急連絡先②	氏名	
	住所	〒
	連絡先①	
	連絡先②	

14. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 苦情申立窓口

当事業所のお客様 苦情・相談窓口	電 話 TEL 042-797-7844 管 理 者 重信 エミ ご利用時間 月～土曜日 9:00～17:00
町田市高齢者福祉課	住 所 〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22 電 話 042-724-2141 ご利用時間 平日 8:30～17:00
多摩市健康福祉部 介護保険課	住 所 〒206-8666 東京都多摩市関戸6-12-1 電 話 042-338-6901 ご利用時間 平日 8:30～17:00
八王子市高齢者相談課	住 所 〒192-0072 東京都八王子市元本郷町3-24-1 電 話 042-620-7420 ご利用時間 平日 8:30～17:00
国民健康保険団体連合 会	住 所 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階 介護保険部相談指導課相談窓口担当 電 話 03-6238-0177 ご利用時間 平日 9:00～17:00

16. その他

訪問に際して、天候や交通事情、その他の事情によりサービス利用予定時間に多少の変更が発生する場合は、ご了承ください

重要事項説明年月日

令和 年 月 日

居宅介護サービスの提供開始に当たり、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

居宅サービス事業者

所在地 〒194-0202 町田市下小山田町1414

名 称 多摩丘陵病院わかば訪問看護ステーション

説明者 氏名

事業者から上記内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所
氏 名

代理人 住 所
氏 名